

## II 法規 1. 用語の項目別一覧表

平成19年度 問題1	平成20年度 問題1	平成21年度 問題1	平成22年度 問題1	平成23年度 問題1
用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
1 娯楽のために継続的に使用する室は、「居室」である。	1 自動車車庫の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。	1 土台は、「主要構造部」である。	1 「大規模の修繕」及び「大規模の模様替」は、「建築」に含まれる。	1 老人福祉施設の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
2 通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能を、「準耐火性能」という。	2 建築物の自重を支える基礎は、「構造耐力上主要な部分」である。	2 倉庫は、「特殊建築物」である。	2 ボーリング場の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。	2 地震の震動を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。
3 図書館の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。	3 建築物の壁について行う過半の修繕は、「建築」である。	3 建築主事を置く市町村の区域については、原則として、当該市町村の長が、「特定行政庁」である。	3 建築物の自重及び積載荷重を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」である。	3 建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」である。
4 住宅に附属する厚さ15 cmの扉で、幅員5mの道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当する。	4 耐火建築物以外の建築物で、主要構造部を準耐火構造とし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、「準耐火建築物」である。	4 ドレンチャージャーは、「防火設備」である。	4 その者の責任において、建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を作成することは、「設計」である。	4 コンクリートは、「防水材料」である。
5 土地に定着する観覧のための工作物は、屋根がなくても「建築物」である。	5 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3のものは、「地階」である。	5 建築物に設ける尿尿浄化槽は、「建築設備」である。	5 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。	5 住宅の屋根について行う過半の修繕は、「建築」である。
<b>解答 (正解肢2)</b>	<b>解答 (正解肢3)</b>	<b>解答 (正解肢1)</b>	<b>解答 (正解肢1)</b>	<b>解答 (正解肢5)</b>
1 ○ 法2条4号 娯楽のために継続的に使用する室は、「居室」である。	1 ○ 法2条2号 自動車車庫は、「特殊建築物」である。	1 × 法2条5号 土台は、「構造耐力上主要な部分」であり、「主要構造部」ではない。	1 × 法2条13号 「大規模の修繕」及び「大規模の模様替」は、「建築」に含まれない(建築は新築、増築、改築、移転である)。	1 ○ 令115条の3 老人福祉施設は、「特殊建築物」である。
2 × 法2条7号の2 通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能を、「耐火性能」である。	2 ○ 令1条3号 建築物の自重を支える基礎は、「構造耐力上主要な部分」である。	2 ○ 法2条2号 倉庫は、「特殊建築物」である。	2 ○ 令115条の3 ボーリング場は、「特殊建築物」である。	2 ○ 令1条3号 火打材は斜材に該当し、地震の震動を支えるものは、「構造耐力上主要な部分」である。
3 ○ 法2条2号 図書館の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。	3 × 法2条13号 建築物の壁の過半の修繕は、「建築」ではなく、「大規模の修繕」である。	3 ○ 法2条35号 建築主事を置く市町村の区域は、当該市町村の長が、「特定行政庁」である。	3 ○ 令1条3号 建築物の自重及び積載荷重を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」である。	3 ○ 法2条3号 消火用の貯水槽は、「建築設備」である。
4 ○ 法2条6号 住宅に附属する厚さ15cmの扉で、幅員5mの道路に接して設けられるものは、中心から2.5mなので「延焼のおそれのある部分」に該当する。	4 ○ 法2条9号の3 耐火建築物以外の建築物で、主要構造部を準耐火構造とし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、「準耐火建築物」である。	4 ○ 令109条 ドレンチャージャーは、「防火設備」である。	4 ○ 法2条10号 その者の責任において、建築物の設計図面(現寸図を除く。)及び仕様書を作成することは、「設計」である。	4 ○ 令1条4号 コンクリートは、「防水材料」である。
5 ○ 法2条1号 土地に定着する観覧のための工作物は、屋根の有無にかかわらず「建築物」である。	5 ○ 令1条2号 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3のものは、「地階」である。	5 ○ 法2条3号 建築物に設ける尿尿浄化槽は、「建築設備」である。	5 ○ 法2条9号の2 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能である。	5 × 法2条14号 住宅の屋根について行う過半の修繕は、「大規模の修繕」であり、「建築」ではない。

平成25年度 問題1	平成26年度 問題1	平成27年度 問題1	平成28年度 問題1
用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。	用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
1 構造上重要でない間仕切壁は、「主要構造部」ではない。	1 日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)において、「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。	1 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さが1m以上のものは、「地階」である。	1 障害者支援施設の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
2 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。	2 構造耐力上主要な部分である基礎は、「主要構造部」である。	2 木造2階建住宅において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」である。	2 建築物に設けるボイラーの煙突は、「建築設備」である。
3 避難上有効なバルコニーがある階は、「避難階」である。	3 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「防火性能」という。	3 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「準防火性能」という。	3 地下の工作物内に設ける店舗は「建築物」であるが、鉄道のプラットホームの上家は「建築物」ではない。
4 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/2のものは、「地階」である。	4 長屋又は共同住宅の隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能を、「遮音性能」という。	4 避難上有効なバルコニーがある階は、「避難階」である。	4 建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える壁や筋かい等は、「構造耐力上主要な部分」である。
5 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。	5 鉄道のプラットホームの上家は、「建築物」ではない。	5 住宅に附属する門及びび扉で幅員4mの道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当する。	5 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「防火性能」という。
<b>解答 (正解肢3)</b>	<b>解答 (正解肢2)</b>	<b>解答 (正解肢5)</b>	<b>解答 (正解肢5)</b>
1 ○ 法2条5号 構造上重要でない間仕切壁は、「主要構造部」ではない。	1 ○ 法別表4 日影規制において、「平均地盤面からの高さ」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さである。	1 × 令1条2号 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さが、その階の天井の高さの1/3以上のものは、「地階」である。	1 ○ 法2条2号 障害者支援施設は、「特殊建築物」である。
2 ○ 令1条3号 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。	2 × 令1条3号 構造耐力上主要な部分である基礎は、「主要構造部」に含まれない。	2 × 法2条14号 木造2階建住宅において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」ではない。	2 ○ 法2条3号 ボイラーの煙突は、「建築設備」である。
3 × 令13条 直接地上へ通ずる出入口のある階は、「避難階」である。	3 ○ 法2条8号 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能は、「防火性能」である。	3 × 法23条 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために外壁に必要とされる性能を、「準防火性能」という。	3 ○ 法2条1号 地下の工作物内に設ける店舗は「建築物」であるが、鉄道のプラットホームの上家は「建築物」ではない。
4 ○ 令1条2号 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/2のものは、「地階」である。	4 ○ 法30条 長屋又は共同住宅の隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能は、「遮音性能」である。	4 × 令13条 避難上有効なバルコニーがある階は「避難階」ではない、直接地上へ通ずる出入口のある階を避難階という。	4 ○ 令1条3号 建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える壁や筋かい等は、「構造耐力上主要な部分」である。
5 ○ 法64条 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能である。	5 ○ 法2条1号 鉄道のプラットホームの上家は、「建築物」から除かれている。	5 ○ 法2条6号 門及び扉で幅員4mの道路に接して設けられるものは、道路中心から1階で3m以下、2階で5m以下である場合、「延焼のおそれのある部分」に該当する。	5 × 法2条8号 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「防火性能」という。